次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第２　経営力向上の内容・実施方法等に関する事項 １・２　（略） ３　売上高が百億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて百億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は十年を超えないものとする。 ４・５　（略）	第２　経営力向上の内容・実施方法等に関する事項 １・２　（略） （新設） ３・４　（略）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○厚生労働省経済産業省告示第一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和三年厚生労働省・経済産業省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表し、令和七年六月二日から施行する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第４　経営力向上 １　（略） ２　経営力向上の実施方法に関する事項 一・二　（略） 三　売上高が百億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて百億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は十年を超えないものとする。 四　（略） ３～７　（略）	第４　経営力向上 １　（略） ２　経営力向上の実施方法に関する事項 一・二　（略） （新設） 三　（略） ３～７　（略）

○厚生労働省国土交通省告示第二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、旅館業に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省国土交通省告示第二号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表し、令和七年六月二日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌